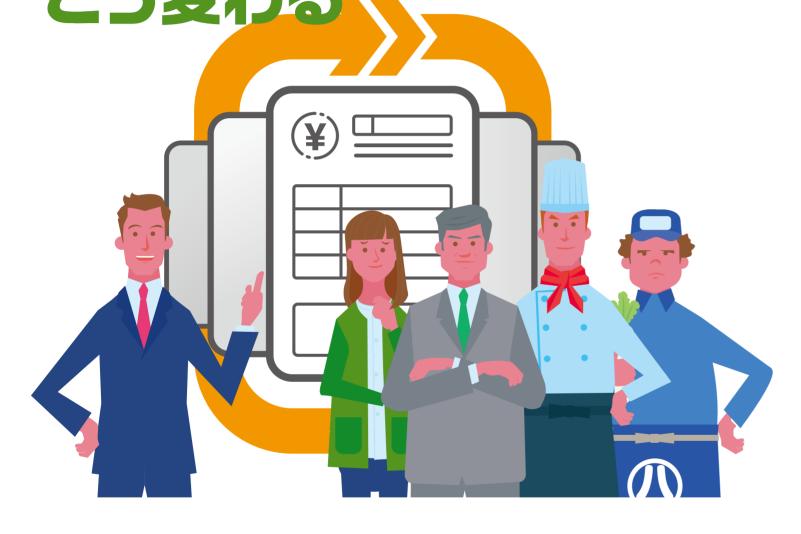
特集2 〈特別寄稿〉財務省担当官が分かりやすく解説

# インボイス8電帳法令和5年度税制改正で



講じられることとなった。 日本商工会議所の要望活動など が 日本商工会議所の要望活動など 間子帳簿保 和 5 年度税制改正大綱で、消費税 により、昨年12月に公表された令

インボイス制度については、免税 インボイス制度については、免税 を 高子帳簿保存法については、全 電子帳簿保存法については、全 電子帳簿保存法については、免税 電子帳簿保存法については、免税 での事業者が対応する必要がある

分かりやすく解説してもらった。 さ正に携わった財務省担当官に、 で正の内容まで理解している人とがある」「概要は知っている」と とがある」「概要は知っている」と とがある」「概要は知っている」と とがある」「概要は知っている」と

置などが講じられることとなった。のままで良いこととされる猶予措態にしておけば、従前の保存方法

められた際にデー

夕で渡せる」状

書面を保存」し「税務職員から求

し、相当の理由がある場合は、「出力

関して中小企業の経理実務を考慮

「電子取引データの保存義務」に

ることを考えると、多くの方の負ビス業のみなし仕入率が5割であ 税負担の点でも、 げさえ把握できれば申告できます。 率の売り上げしかない方は売り上 さらにフリ れば申告できるということです。 ービス業に属しており、 -ランスのように単一税 免税事業者の多

資料1

#### 令和5年2月10日 衆議院・財務金融委員会における インボイスの不備に関する答弁 (抜粋)

#### (鈴木財務大臣)

国税当局が行います税務調査につきましては、大口で悪質な不正計 算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象としていると ころでありまして、これまでも、請求書等の保存書類についてなどの 軽微な記載事項の不足を確認するための税務調査は実施していない、 そのように承知をしております。インボイス制度導入後も、こうした 方針に特に変更はないと聞いております。

#### (星屋国税庁次長)

対象者に制限や適用期限はありま

国税庁といたしましては、インボイス制度について、制度の定着を図 るため、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、イ ンボイスだけでなく他の書類等を確認するなど柔軟に対応していくと いうことで考えてございます。

## 少額特例

年間は、 未満の課税仕入れについては、 円以下の事業者が行う税込1万円 ンボイスの保存がなくとも仕入税 インボイス制度への移行後、 2年前の売り上げが1億

す。 担軽減にもつながると考えていま

税率ごとの売り上げさえ把握でき

ることとなります。言い換えれば、

#### 令和5年度税制改正でこう変わる

## インボイス制度への対応や 負担軽減措置について

きました。

事業者の皆さまにおい

や領収書を手に取る機会も増えて もインボイスに対応したレシー

課長補佐 財務省主税局税制第二課

2011年に国税庁に入庁。国税庁、税務署、経 済産業省での勤務を経て19年7月から現職。 ンボイス制度に関する企画・立案を主導。自 身もさまざまな業界・業種に向けて300回を 超えるインボイス制度の説明会の講師を担当 し、1万5000人以上が受講

月から始まります。 解と多大なご協力を賜り感謝申し 平素より税務行政への深 インボイス制度が本年 4月末時点に

さて、

# おける柔軟な対応 インボイス制度では、 インボイス制度の執行当局に

買

ことはありますでしょうか。 求書等の記載事項」を意識された 現しましたが、 追加いただくこととなります。 登録番号②適用税率③消費税額を て、これまで消費税法における「請 こで「現在お使いの請求書」と表 現在お使いの請求書に、 この請求書につい

しょうか。 姿勢がうかがえる答弁ではないで 要視し、柔軟に対応していくとの としても、 実施していなく、それは今後も変 な「記載事項」に着目した調査は 注目すべき議論がありました。 わらないということです。 資料1の通り、これまでも軽微 まずは制度の定着を重 国税庁

した。

特例を3年間設けることとされま 売上税額の2割を納税額とできる 可能な限り緩和するために、今般、

想ではありますが、そこまで神経 な形で対応することはもちろん理

額控除を行うこととなります。 ンボイスを保存することで仕入税 インボイスを発行し、 このインボイスの発行に当たっ

移行できるよう、

インボイス発行

さらに円滑にインボイス制度へ

の点に関し、先日の国会において 目することになるわけですが、 のではないでしょうか。そうした 改めてこの「記載事項」に着 インボイス制度が始まること

難しさや事務負担でした。

これを

者となった場合の税負担の転嫁の 免税事業者がインボイス発行事業

筆者個人の見解となります。

また、文中、

意見にわたる部分は、

分もありますがご容赦くださ

情報の正確性や網羅性に欠ける部 やすさ」を重視していますので、

そのため、制度の開始時に完璧

売り手は

ではないかと思います。

い手はイ

という状況であり、

普段の生活で

おける登録申請件数は334万件

置について

インボイス制度の負担軽減措

あまり意識したことはなかった

(1) 2割特例

インボイス制度への移行に当

最も寄せられていた懸念が

軽減措置が設けられました。

など、令和5年度改正で次の負担 事業者となる免税事業者への特例

ご説明します。

本稿では「分かりやすさ・読み

和5年度改正で措置されたインボ ところかと思います。今回は、 ては制度対応の準備を進めている

イス制度の負担軽減措置を中心に

簡易課税のような事前の届け出も 確定申告時に選択適用できるため、 のため申告書も簡素に!)。また、 の把握やその仕分けは不要です(そ とであり、 ら8割の税額控除を行うというこ というのは、 この「2割を納税額とできる」 大幅に事務負担が軽減され 簡易課税における業種 つまり、 売上税額か

した。

かを確認する必要がなくなります。 な取引についてインボイスかどう これによって、 当分の間、 少額

少額特例と異なり、 免除することとされました。 未満の値引きや返品などについて の交付義務を見直し、税込1万円 ての方を対象に、返還インボイス せられていました。そのため、 の扱いについても多くの懸念が寄 インボイス制度への移行に当た 返還インボイスの交付義務を 売り手が負担する振込手数料 これには適用 (2) の 全

ださい。 ページに掲載するQ&Aで示して り扱いなど、後述の財務省ホ 払手数料として処理する場合の取 いますので、 なお、 振込手数料について、 ぜひそちらもご覧く

登録制度の見直し

が制度開始後に登録すると判断し 度が始まるまで様子見される方も さまざまな特例などを踏まえて制 いるかもしれません。そうした方 現在、 免税事業者については、

> ていただく必要があります。 望日」は申請日から15日以上空け こととなりました。 する「登録希望日」に登録される 具体的には、登録申請書に記載 登録制度が見直されました。 なお、「登録希

## おわりに

務免除

③ 少額な返還インボイスの交付義

は、負担軽減措置のQ&Aを含む あります。 続化補助金、 インボイス制度に関する補助金(持 これらの負担軽減措置のほか、 こちらもぜひご覧くださ 財務省ホ IT導入補助金)も ムペー -ジで

すので、 後になりましたが、 制を強化し、 届けしつつ、 正の内容を小規模な事業者までお は、今回ご紹介したような税制改 の割合はり割を超えている状況で 課税事業者全体に占める登録申請 に多くの人が登録申請をしており、 詳細情報や補助金を案内していま 万全を期すこととしています。 丁寧な相談に応じられるような体 冒頭にも申し上げた通り、 今後の政府の取り組みとして 制度の円滑な導入に 制度の認知を広げ、 本稿が皆さま 非常



の準備の一助となりましたら幸い



29 | 后垣 2023.6

لح

その都度見直していけばい

いう考えを持ってもらってもよいの

が始まってから誤りに気付いても、

質に捉える必要はなく、

仮に制度

令和5年度税制改正でこう変わる

の要件を不要とすることとして

法で対応していただく必要があり

存方法は、

図表1のいずれかの方

見直し後の電子取引デ

タの保

全ての検索機能の確保

2

ては、 記録事項の入力(読み取り)を行 体的には、①国税関係書類に係る う者などの情報を確認できるよう 次に、 しておくことを不要とする、 要件の緩和を行います。 スキャ ナ保存制度につ 具

スキャナ保存制度

保存方法	対 対 象	検索機能の 確保の要件	その他の要件
① (原則)	制限なし	必要	・改ざん防止の要件(タイムスタンプなど) ・見読可能装置の備付けなどの要件
2	新たな猶予措置適用者	不 要	<ul><li>・出力書面の提示・提出の求めに応じる</li><li>・ダウンロードの求めに応じる</li></ul>
3	売上高が「5千万円以下」 の事業者	不 要	<ul><li>・改ざん防止の要件(タイムスタンプなど)</li><li>・見読可能装置の備付けなどの要件</li><li>・ダウンロードの求めに応じる</li></ul>
4	制限なし	不 要	・改ざん防止の要件(タイムスタンプなど) ・見読可能装置の備付けなどの要件 ・出力書面(日付などごとに整理必要)の提示・ 提出の求めに応じる ・ダウンロードの求めに応じる

図表2:電子帳簿等保存制度改正の考え方(令和3年度改正)

帳簿の作成方法			令和3年度改正 <u>前</u>			令和3年度改正 <u>後</u>		
訂正・削除・追 加の履歴 (トレー サビリティ) の確保 などを備えた帳 簿データ		<b>\$</b>	電子帳簿 ・事前承認が必要 ・青色申告特別控除 の上乗せ(55万円→65万円)	複 式簿 記	電子帳簿	優良な電子帳簿 ・事前承認が不要 ・青色申告特別控除の上乗せ (55万円⇒65万円) ・過少申告加算税5%軽減 《優良な電子帳簿の意義》 ・経営状態の可視化による経営力強化 ・金融機関などの取引先に対する信頼	複式簿記	
訂正・削除・追加の	会計 ソフト 有	<b>\$</b>	電子データ自体は 税法上の「帳簿の 保存」には非該当	複 式簿 記		度の向上 ・税務調査などへの対応に係る事務負担などの軽減 その他の電子帳簿		電子帳簿
履歴の確保 などを備え ていない帳 簿データ	会計ソフト無	<b>\$</b>	⇒電子データを印刷 し、「紙帳簿」と して保存する必要	単式簿記		税法上の「帳簿の保存」に <u>該当</u> ⇒「紙帳簿」としての保存が不要 ○事前承認が不要 ○要件の大幅緩和 ○電子帳簿保存の裾野拡大 ○経理・記帳コストの削減	複 式簿 記	
手書きの 紙帳簿			手書きの 紙帳簿		Lance Comment	⇒ 複式簿記の普及促進 電子的に作成された帳簿 (紙帳簿扱い)	単式簿記	↓ 1 紙
124	-	,	151 (51/1)			手書きの紙帳簿		紙帳簿

大きさ)の保存を不要とする、③取った際の情報(解像度・階調・国税関係書類をスキャナで読み るよう求める書類を、「重要書類」 その関連性を確認することができ 帳簿の記録事項との間に、 相互に

図表1:見直し後の電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子取引データ)の保存方法のイメージ

田代 浩 (たしろ・ひろし)

財務省主税局税制第一課 課長補佐

2005年に国税庁に入庁。国税庁、国税局、税 務署、財務省主計局、内閣官房(マイナンバー 制度担当)、在上海日本国総領事館(日系企業 支援担当)での勤務を通じ、22年7月から現 職。税務調査や確定申告などに関する施策の 企画・立案、税務署での現場運営といった執 行当局での実務経験を生かし、現職では、電 子帳簿等保存制度をはじめ、納税環境整備に 関する税制改正を担当

令和5年度税制改正でこう変わる

### 電子帳簿等保存制度の 見直しについて

令和5年度改正で措置された事項 を行うこととしています。 に資する観点から、 を中心にご説明いたします。 意見にわたる部分は、

良な電子帳簿の普及・一般化など 抜本的に見直したところです。 を電子的に保存する際の手続きを 令和5年度改正においては、 税務情報のデジタル化、 必要な見直し 筆

者個人の見解となります。

きまして、誠にありがとうござい

いご理解と多大なご協力をいただ

素より税制・税務行政への深

タ (原本) 要件など) 要件(タイムスタンプなどの改ざ 全ての保存義務者において、 正において、 制度についてです。 ん防止の要件や検索機能の確保の に従って電子取引デ 電子取引については、 令和3年度改

化による生産性の向上、

テレワ

のデジタル化を踏まえ、経理の電子

ては、令和3年度改正で、

経済社会

さて、電子帳簿等保存制度につ

する観点から、国税関係帳簿書類 の活用による記帳水準の向上に資 クの推進、クラウド会計ソフトなど

の保存に代えることができるとい とをもって、 面の提示・提出の求めに応じるこ 力することにより作成した出力書 る場合には、電子取引データを出 とについてやむを得ない事情があ 要件に従って保存できなかったこ われた電子取引については、 2023年12月31日までの間に行 う経過措置が設けられました。 いて、2022年1月1日から 令和5年度改正においては、

ータのダウンロードの求めに応

具体的には、電子取引

現行の「1千万円以下」

ステム対応が間に合わなかった事 理由があると認める場合(事前手 ができなかったことについて相当の 件に従って電子取引デ て廃止することとしつつ、 経過措置は、適用期限の到来をもっ 業者などへの対応として、 -タの保存 現行の 保存要

応じることができるようにしてい

タのダウンロードの求めに

電子帳簿等保存制度

示・提出の求めおよびその電子取

取引年月日や取引先ご

磁的記録(電子取引データ)の保 電子取引の取引情報に係る電 電子取 引デ タの

のまま保存しなければ 保存

「相当の理由」については

ならないものとされました。 この点、 令和4年度改正にお その電子取引データ 保存

ています。 出力され、 とに整理されたものに限る)の提 然とした形式および明瞭な状態で 力することにより作成した書面(整 るとともに、電子取引データを出 から「5千万円以下」に引き上げ 高基準を、 能の確保の要件が不要となる売上 じることを前提に、全ての検索機 についても見直しを行うこととし つである「検索機能の確保の要件\_ する場合について、 必要なく、 となることを明確化したものです。 に猶予措置を適用することが可能 「やむを得ない事情」がなかったと 従前の経過措置のように必ずしも ることとしています。 しても、事業者の実情に応じて柔軟 さらに、

保存要件に従って保存 猶予措置の適用までは

保存要件の

ことを可能としたところです。 として電子データのまま保存する の要件を満たす場合には電子帳簿 正規の簿記の原則に従うなど一定 つ、その他の電子帳簿についても、 により普及を促進することとしつ 告加算税の軽減措置を設けること は、優良な電子帳簿として過少申 証可能性の高い電子帳簿について **令和3年度改正において、事後検** についてです。図表2にある通り、 最後に、電子帳簿等保存制度

ています。 一層の普及・一般化を図ることとし を合理化・明確化することにより、 良な電子帳簿について、その範囲 加算税の軽減措置の対象となる優 移行を目指す観点から、 頼性の高い電子帳簿へのさらなる 令和5年度改正においては、信 過少申告

ていく必要があると考えています。 オフィスの生産性の向上につなげ 視化による経営力の強化、 事業者などにおける経営状態の可 じ、適正・公平な課税の実現に加え、 務関係手続きのデジタル化を通 は電子帳簿等保存制度全般を見直 したところですが、 以上、 最後になりましたが、 令和5年度改正において 今後とも、税 バック

うにしておけば、 ドの求めに応じることができるよ その電子取引データのダウンロ 提出の求めに応じることに加え、 その電子取引デー には、 保存要件を不要 力書面の提示・ タの保

存を可能とする猶予措置を整備す

石垣 2023.6 | 30

さまの制度への理解や準備の